

# 令和5年度 つくば市立吾妻中学校PTA 臨時総会 資料

令和5年度のPTA臨時総会を「書面審議(回答票の提出をもって総会への参加とみなす形式)」での開催とさせていただきます。

審議期間: 令和6年1月12日(金)~19日(金)

回答方法: 以下のオンラインフォームより回答をご提出ください【全ご家庭必須】

<https://forms.gle/EEXLPw2Hwyif1xW39>

- ※ 1月20日(土)にPTA臨時総会の報告をオンラインにて開催いたします。
- ※ 1月20日(土)に、頂いた回答票を集計し、本部役員及び議長による審議を行います。審議結果はPTA臨時総会報告にて報告するとともに、臨時総会議事録としてホームページで公開します。
- ※ 総会成立の確認に必要な会員数を1月19日(金)に確定致します。再入会または退会を希望される方は、1月18日(木)までにPTA本部までお知らせ願います。
- ※ 本件に関する問い合わせ先(PTA本部): [2023azumajh.pta@azumajh.net](mailto:2023azumajh.pta@azumajh.net)



## 資料目次

### 1. PTA 総会議事

第1号議案 PTA 規約の変更(案) p. 2~5

#### 【参考資料】

吾妻中学校 PTA 規約等 p. 5~10

# 第1号議案 PTA規約の変更(案)

1. これまでの吾妻中 PTA の規約では入会についての取り決めがなく、退会届を提出した方以外が会員として活動してきた。しかしながら、入会の意味確認がないままで、例えば、会費が自動で引き落とされること等は適切でないとも考えられる。今後は、入会の意味の確認を行うこととする。(令和6年度の入会については、スクリレの活用等により、入会の意味の確認作業自体が PTA 役員の過度な負担にならないよう、かつ、適切な方法にて入会意思を確認する予定である。) このため、第3章第4条を変更した。
2. PTA における各種活動は、基本的に、強制ではなくボランティア活動である。強制と取られる可能性がある文面を訂正するため、第3章第5条の2を変更した。
3. 保護者の転勤等により年度中に退会する会員には残りの月の会費を返却していた、このことが規約にて明記されていなかったため、第4章第7条に明記することとした。

表1 PTA 規約、規約細則等の改正 (該当箇所を下線を入れて示す)

旧 吾妻中学校PTA規約	新 吾妻中学校PTA規約
【吾妻中学校PTA規約】	【吾妻中学校PTA規約】
<b>第1章 名称</b>	<b>第1章 名称</b>
第1条 本会はつくば市立吾妻中学校PTAと称し、事務所を吾妻中学校内におく。	第1条 本会はつくば市立吾妻中学校PTAと称し、事務所を吾妻中学校内におく。
<b>第2章 目的と活動方針</b>	<b>第2章 目的と活動方針</b>
第2条 本会は次の諸項を目的とする。	第2条 本会は次の諸項を目的とする。
1 家庭と学校との関係を緊密にし、保護者と教職員が協力して、生徒の心身の健全な発達をはかる。	1 家庭と学校との関係を緊密にし、保護者と教職員が協力して、生徒の心身の健全な発達をはかる。
2 民主教育に対する理解を深めるとともに、成人教育、社会教育の振興をはかり、ならびに、国際理解につとめる。	2 民主教育に対する理解を深めるとともに、成人教育、社会教育の振興をはかり、ならびに、国際理解につとめる。
3 生徒の福祉のために活動する他の社会団体および機関と協力する。	3 生徒の福祉のために活動する他の社会団体および機関と協力する。
4 学校、並びに地域社会と連携して、生徒の教育環境の整備をはかる。	4 学校、並びに地域社会と連携して、生徒の教育環境の整備をはかる。
5 会員相互の親睦をはかり、研修を行う。	5 会員相互の親睦をはかり、研修を行う。
第3条 本会は次の諸項を方針とする。	第3条 本会は次の諸項を方針とする。
1 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。	1 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。
2 本会は特定の思想信条に片寄ることなく、また、他のいかなる団体および機関の指示、統制、干渉をも受けず、自主的な活動をはかる。	2 本会は特定の思想信条に片寄ることなく、また、他のいかなる団体および機関の指示、統制、干渉をも受けず、自主的な活動をはかる。
3 その他必要と認める活動をする。	3 その他必要と認める活動をする。
<b>第3章 会員</b>	<b>第3章 会員</b>
第4条 本会の会員は、吾妻中学校に在籍する生徒の保護者、または、それに代わる者、および吾妻中学校の教職員とする。	第4条 本会の会員は、吾妻中学校に在籍する生徒の保護者、または、それに代わる者、および吾妻中学校の教職員とする。
第5条 会員は全て平等の権利と義務を有する。	第5条 本会の会員は、吾妻中学校に在籍する生徒の保護者、または、それに代わる者、および吾妻中学校の教職員とする。
	<u>本会への入会は任意であり、会員となることができる者は、本校に在籍する生徒の保護者またはそれに代わるもの、および本校の教職員であり、かつ、所定の手続きにて入会同意を表明した者とする。</u>
	<u>退会時は、退会届を会長に請求し、必要事項を記入した後、会長に提出する。</u>

第5条 会員は全て平等の権利と義務を有する。

第5条の2 全ての会員（教職員を除く。）は、その家庭ごとに、生徒の在籍中に一度（複数の生徒が在籍する場合は、それぞれの生徒について一度）以上、第5章の役員等又は第6章の各種委員会に所属する委員を役職として担当することが望ましい。

#### 第4章 経費

第6条 本会の経費は会費、事業収入および自発的な寄付金、その他をもって支弁する。

第7条 会費は一世帯月額350円とし、毎年年度始めの総会において決定する。会費は家庭の事情により申し出があった場合は、役員会の審査により減免することができる。年度中の退会者には残りの月の会費を返却する。

第8条 本会の資産は第2条の目的に使用する。

第9条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### 第5章 役員等

第10条 本会に役員および会計監査をおく。役員は会長、副会長、書記、会計とし、役員および会計監査の構成は次の通りとする。

- 1 会長 1名（保護者）
- 2 副会長 3名（うち1名は教職員）
- 3 書記 3名（うち1名は教職員）
- 4 会計 3名（うち1名は教職員）
- 5 会計監査2名（保護者）
- 6 本会役員が、つくば市PTA連絡協議会副会長および支部代表等の役職を引き受ける場合、本条第2項に加えて副会長を1名増員することができる。

（選出）

第11条 役員および会計監査の選出および就任は次の通りとする。

- 1 役員は役員選考委員会によって選出し、総会の承認を得る。ただし、任期なかばにして役員に欠員が生じた場合、その後任は運営委員会の議を経て選任できる。期間は前任者の残任期間とする。
- 2 役員の兼任は原則として認めない。
- 3 会計監査は役員の兼任を認めない。
- 4 役員および会計監査の任期は1年とする。ただし、再任をさまたげない。

（職務）

第12条 役員および会計監査の任務は次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を統括し、必要に応じて各会議を招集する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をつとめる。
- 3 書記は各会議の議事を記録、関連文書を保存し、各種会合について通知する。
- 4 会計は本会の全ての金銭の収入、支出を記録し、必要に応じてその収支を報告し、総会において会計監査を経た決算を報告する。

第5条の2 全ての会員（教職員を除く。）は、その家庭ごとに、生徒の在籍中に一度（複数の生徒が在籍する場合は、それぞれの生徒について一度）以上、第5章の役員等又は第6章の各種委員会に所属する委員を役職として担当するよう努めなければならない。

#### 第4章 経費

第6条 本会の経費は会費、事業収入および自発的な寄付金、その他をもって支弁する。

第7条 会費は一世帯月額350円とし、毎年年度始めの総会において決定する。会費は家庭の事情により申し出があった場合は、役員会の審査により減免することができる。

第8条 本会の資産は第2条の目的に使用する。

第9条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### 第5章 役員等

第10条 本会に役員および会計監査をおく。役員は会長、副会長、書記、会計とし、役員および会計監査の構成は次の通りとする。

- 1 会長 1名（保護者）
- 2 副会長 3名（うち1名は教職員）
- 3 書記 3名（うち1名は教職員）
- 4 会計 3名（うち1名は教職員）
- 5 会計監査2名（保護者）
- 6 本会役員が、つくば市PTA連絡協議会副会長および支部代表等の役職を引き受ける場合、本条第2項に加えて副会長を1名増員することができる。

（選出）

第11条 役員および会計監査の選出および就任は次の通りとする。

- 1 役員は役員選考委員会によって選出し、総会の承認を得る。ただし、任期なかばにして役員に欠員が生じた場合、その後任は運営委員会の議を経て選任できる。期間は前任者の残任期間とする。
- 2 役員の兼任は原則として認めない。
- 3 会計監査は役員の兼任を認めない。
- 4 役員および会計監査の任期は1年とする。ただし、再任をさまたげない。

（職務）

第12条 役員および会計監査の任務は次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を統括し、必要に応じて各会議を招集する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をつとめる。
- 3 書記は各会議の議事を記録、関連文書を保存し、各種会合について通知する。
- 4 会計は本会の全ての金銭の収入、支出を記録し、必要に応じてその収支を報告し、総会において会計監査を経た決算を報告する。

- 5 会計監査はPTA活動の会計事務の監査および中学校の援助費の監査を行い、総会において、その結果を報告する。会計監査はすべての会議に出席することができる。

## 第6章 各種委員会

第13条 各種委員会は、役員選考委員会、学年委員会、専門委員会および特別委員会で構成する。各種委員会の運営に必要な事項は、規約の運営則として細則を定める。

第14条 専門委員会は、広報、安全、地域交流、PTAホームページの4委員会とする。

第14条の2 特別委員会は、家庭教育学級委員会の1委員会とする。

## 第7章 会議

(総会)

第15条 総会は会員全員をもって構成され、本会の最高決議機関である。

- 1 総会は定期総会および臨時総会とし、会長が招集する。総会は正会員の3分の1の出席をもって成立とする。ただし、委任状によって出席とみなすことができる。議決は出席者の過半数の同意を要する。
- 2 定期総会は年1回開く。また、臨時総会は、運営委員会が必要と認めた場合、及び全会員の5分の1以上の要求があった場合に、開くことができる。

(運営委員会)

第16条 運営委員会は、総会に次ぐ会議であり、必要に応じて会長が招集する。

- 1 運営委員会の構成員は、会長、副会長、書記、会計、各種委員会の委員長・副委員長、特別委員会の代表及び学校の代表者とする。
- 2 運営委員会の定足数は構成員の過半数とし、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第17条 運営委員会は次のことを任務とする。

- 1 会費、寄付等本会の収入に関することの協議。
- 2 予算原案の作成。
- 3 次年度事業計画案、並びに各種報告の作成。
- 4 事業計画執行についての審議。
- 5 総会の委任事項、及び緊急事項の協議と処理。
- 6 その他。

(役員会)

第18条 役員会は、第10条で規定する役員ならびに学校の代表者をもって構成し、本会目的達成のための事業および緊急を要する事項を企画、立案し、具体的施策の執行にあたる。

## 第8章 付則

第19条 本会の運営に関して必要な細則は、本規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定める。

第20条 本規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正できる。

第21条 本規約は平成4年5月2日に議決し、同日より施行する。

- 5 会計監査はPTA活動の会計事務の監査および中学校の援助費の監査を行い、総会において、その結果を報告する。会計監査はすべての会議に出席することができる。

## 第6章 各種委員会

第13条 各種委員会は、役員選考委員会、学年委員会、専門委員会および特別委員会で構成する。各種委員会の運営に必要な事項は、規約の運営則として細則を定める。

第14条 専門委員会は、広報、安全、地域交流、PTAホームページの4委員会とする。

第14条の2 特別委員会は、家庭教育学級委員会の1委員会とする。

## 第7章 会議

(総会)

第15条 総会は会員全員をもって構成され、本会の最高決議機関である。

- 1 総会は定期総会および臨時総会とし、会長が招集する。総会は正会員の3分の1の出席をもって成立とする。ただし、委任状によって出席とみなすことができる。議決は出席者の過半数の同意を要する。
- 2 定期総会は年1回開く。また、臨時総会は、運営委員会が必要と認めた場合、及び全会員の5分の1以上の要求があった場合に、開くことができる。

(運営委員会)

第16条 運営委員会は、総会に次ぐ会議であり、必要に応じて会長が招集する。

- 1 運営委員会の構成員は、会長、副会長、書記、会計、各種委員会の委員長・副委員長、特別委員会の代表及び学校の代表者とする。
- 2 運営委員会の定足数は構成員の過半数とし、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第17条 運営委員会は次のことを任務とする。

- 1 会費、寄付等本会の収入に関することの協議。
- 2 予算原案の作成。
- 3 次年度事業計画案、並びに各種報告の作成。
- 4 事業計画執行についての審議。
- 5 総会の委任事項、及び緊急事項の協議と処理。
- 6 その他。

(役員会)

第18条 役員会は、第10条で規定する役員ならびに学校の代表者をもって構成し、本会目的達成のための事業および緊急を要する事項を企画、立案し、具体的施策の執行にあたる。

## 第8章 付則

第19条 本会の運営に関して必要な細則は、本規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定める。

第20条 本規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正できる。

第21条 本規約は平成4年5月2日に議決し、同日より施行する。

**規約の改正**

平成11年4月17日一部改正  
平成15年4月19日改正  
平成18年4月15日一部改正  
平成21年4月11日一部改正  
平成22年4月10日一部改正  
平成24年4月14日一部改正  
平成25年4月13日一部改正  
平成27年4月25日一部改正  
平成29年4月15日一部改正  
平成31年4月13日一部改正（第10条第6項を追加）

**規約の改正**

平成11年4月17日一部改正  
平成15年4月19日改正  
平成18年4月15日一部改正  
平成21年4月11日一部改正  
平成22年4月10日一部改正  
平成24年4月14日一部改正  
平成25年4月13日一部改正  
平成27年4月25日一部改正  
平成29年4月15日一部改正  
平成31年4月13日一部改正（第10条第6項を追加）  
令和6年1月20日一部改正

# 参考資料：吾妻中学校PTA規約等

## 【吾妻中学校PTA規約】

### 第1章 名称

第1条 本会はつくば市立吾妻中学校PTAと称し、事務所を吾妻中学校内におく。

### 第2章 目的と活動方針

第2条 本会は次の諸項を目的とする。

- 1 家庭と学校との関係を緊密にし、保護者と教職員が協力して、生徒の心身の健全な発達をはかる。
- 2 民主教育に対する理解を深めるとともに、成人教育、社会教育の振興をはかり、ならびに、国際理解につとめる。
- 3 生徒の福祉のために活動する他の社会団体および機関と協力する。
- 4 学校、並びに地域社会と連携して、生徒の教育環境の整備をはかる。
- 5 会員相互の親睦をはかり、研修を行う。

第3条 本会は次の諸項を方針とする。

- 1 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。
- 2 本会は特定の思想信条に片寄ることなく、また、他のいかなる団体および機関の指示、統制、干渉をも受けず、自主的な活動をはかる。
- 3 その他必要と認める活動をする。

### 第3章 会員

第4条 本会の会員は、吾妻中学校に在籍する生徒の保護者、または、それに代わる者、および吾妻中学校の教職員とする。本会への入会は任意であり、会員となることができる者は、本校に在籍する生徒の保護者またはそれに代わるもの、および本校の教職員であり、かつ、所定の手続きにて入会同意を表明した者とする。退会時は、退会届を会長に請求し、必要事項を記入した後に会長に提出する。

第5条 会員は全て平等の権利と義務を有する。

第5条の2 全ての会員（教職員を除く。）は、その家庭ごとに、生徒の在籍中に一度（複数の生徒が在籍する場合は、それぞれの生徒について一度）以上、第5章の役員等又は第6章の各種委員会に所属する委員を役職として担当することが望ましい。

### 第4章 経費

第6条 本会の経費は会費、事業収入および自発的な寄付金、その他をもって支弁する。

第7条 会費は一世帯月額350円とし、毎年年度始めの総会において決定する。会費は家庭の事情により申し出があった場合は、役員会の審査により減免することができる。年度中の退会者には残りの月の会費を返却する。

第8条 本会の資産は第2条の目的に使用する。

第9条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### 第5章 役員等

第10条 本会に役員および会計監査をおく。役員は会長、副会長、書記、会計とし、役員および会計監査の構成は次の通りとする。

- 1 会長 1名（保護者）
- 2 副会長 3名（うち1名は教職員）
- 3 書記 3名（うち1名は教職員）
- 4 会計 3名（うち1名は教職員）
- 5 会計監査2名（保護者）
- 6 本会役員が、つくば市PTA連絡協議会副会長および支部代表等の役職を引き受ける場合、本条第2項に加えて副会長を1名増員することができる。

(選出)

第 11 条 役員および会計監査の選出および就任は次の通りとする。

- 1 役員は役員選考委員会によって選出し、総会の承認を得る。ただし、任期なかばにして役員に欠員が生じた場合、その後任は運営委員会の議を経て選任できる。期間は前任者の残任期間とする。
- 2 役員の兼任は原則として認めない。
- 3 会計監査は役員の兼任を認めない。
- 4 役員および会計監査の任期は1年とする。ただし、再任をさまたげない。

(職務)

第 12 条 役員および会計監査の任務は次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を統括し、必要に応じて各会議を招集する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をつとめる。
- 3 書記は各会議の議事を記録、関連文書を保存し、各種会合について通知する。
- 4 会計は本会の全ての金銭の収入、支出を記録し、必要に応じてその収支を報告し、総会において会計監査を経た決算を報告する。
- 5 会計監査は P T A 活動の会計事務の監査および中学校の援助費の監査を行い、総会において、その結果を報告する。会計監査はすべての会議に出席することができる。

## 第 6 章 各種委員会

第 13 条 各種委員会は、役員選考委員会、学年委員会、専門委員会および特別委員会で構成する。

各種委員会の運営に必要な事項は、規約の運営則として細則を定める。

第 14 条 専門委員会は、広報、安全、地域交流、P T A ホームページの 4 委員会とする。

第 14 条の 2 特別委員会は、家庭教育学級委員会の 1 委員会とする。

## 第 7 章 会議

(総会)

第 15 条 総会は会員全員をもって構成され、本会の最高決議機関である。

- 1 総会は定期総会および臨時総会とし、会長が招集する。総会は正会員の 3 分の 1 の出席をもって成立とする。ただし、委任状によって出席とみなすことができる。議決は出席者の過半数の同意を要する。
- 2 定期総会は年 1 回開く。また、臨時総会は、運営委員会が必要と認めた場合、及び全会員の 5 分の 1 以上の要求があった場合に、開くことができる。

(運営委員会)

第 16 条 運営委員会は、総会に次ぐ会議であり、必要に応じて会長が招集する。

- 1 運営委員会の構成員は、会長、副会長、書記、会計、各種委員会の委員長・副委員長、特別委員会の代表及び学校の代表者とする。
- 2 運営委員会の定足数は構成員の過半数とし、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第 17 条 運営委員会は次のことを任務とする。

- 1 会費、寄付等本会の収入に関することの協議。
- 2 予算原案の作成。
- 3 次年度事業計画案、並びに各種報告の作成。
- 4 事業計画執行についての審議。
- 5 総会の委任事項、及び緊急事項の協議と処理。
- 6 その他。

(役員会)

第 18 条 役員会は、第 10 条で規定する役員ならびに学校の代表者をもって構成し、本会目的達成のための事業および緊急を要する事項を企画、立案し、具体的施策の執行にあたる。

## 第 8 章 付則

第 19 条 本会の運営に関して必要な細則は、本規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定める。

第 20 条 本規約は総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成により改正できる。

第 21 条 本規約は平成 4 年 5 月 2 日に議決し、同日より施行する。

## 規約の改正

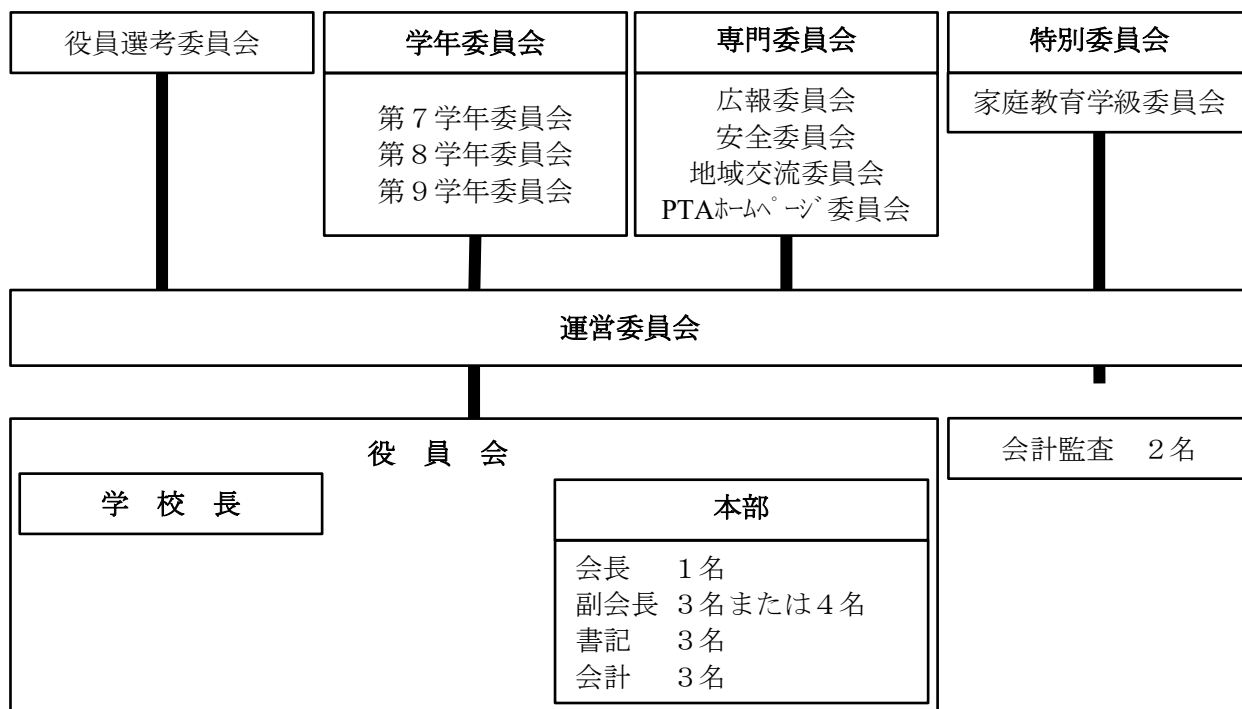
平成11年4月17日一部改正  
平成15年4月19日改正  
平成18年4月15日一部改正  
平成21年4月11日一部改正  
平成22年4月10日一部改正  
平成24年4月14日一部改正  
平成25年4月13日一部改正  
平成27年4月25日一部改正  
平成29年4月15日一部改正  
平成31年4月13日一部改正（第10条第6項を追加）  
令和6年1月20日一部改正

## 【吾妻中学校PTA規約細則】

### 第1章 一般事項

第1条 本細則は、規約第13条の規程に基づき、各種委員会の運営等に必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 各種委員会、役員会及び会計監査の関係と運営委員会の構成員について吾妻中学校 PTA 組織図として、以下の通り定める。



つくば市立吾妻中学校 PTA 組織図

### 第2章 各種委員会

第3条 役員選考委員会は、次年度の役員の選考に当たり、その必要な事項を行う。

第4条 学年委員会は、学年担当職員と協力して学年、学校における諸問題の解決をはかるとともに、会員の研修、交流、ならびに親睦をはかり、学校における教育活動を推進する活動を行う。



- 1 学年委員会は学年毎に構成し、学年毎に委員長・副委員長を選出する。
- 2 第7学年委員会、第8学年委員会は、委員選出細則に従って、本部と連携して次年度の委員の選出を行う。
- 3 第9学年委員会は、卒業対策活動も担当する。

第5条 専門委員会の職務は次の通りである。

- 1 広報委員会は、本会の活動並びに学校の行事についての広報活動を行う。
- 2 安全委員会は、学校と協力して安全教育を図るとともに、地域と連携して環境整備の推進に関わる活動を行う。
- 3 地域交流委員会は地域との交流を図り親睦を深めるための活動を行う。
- 4 P T Aホームページ委員会は「P T Aホームページの活用に関する指針」に従ってP T Aホームページの運用を担当する。

第6条 特別委員会の職務は次の通りである。

- 1 特別委員会の委員は、運営委員会の参加は任意とする。
- 2 特別委員会の会計は、本会とは独立して行う。
- 3 家庭教育学級委員会については、次による。
  - 一 活動及びその企画は本会とは独立して行う。但し活動、企画の内容に応じ、本部及び専門委員会と関連があるものについては、これらと連携を図るものとする。
  - 二 委員の人数及び募集・選出の方法については、家庭教育学級委員会がその判断によって決定し、運営委員会に諮るものとする。
  - 三 次年度の第7学年の委員の選出は、本部が行う。
  - 四 任期は、前任者から引き継いだ時から次へ引き継ぐまでとする。

第7条 各委員会の委員数は次表の通りとする。

名称		7年	8年	9年
役員選考委員会		4～7名		
学年委員会		4～6名	4～6名	6～9名
専門委員会	広報委員会	2名	2名	2名
	安全委員会	2名	2名	2名
	地域交流委員会	11～15名		
	P T Aホームページ委員会	0名	2名	
特別委員会	家庭教育学級委員会	第6条 3 二による		

- 2 各委員会においては、委員の互選により委員長・副委員長を選出する。

### 第3章 学校の代表者

第8条 学校長は、学校を代表して運営委員会等に出席し意見を述べることができる。

### 第4章 慶弔規定

第9条 本会は、会員並びに本会に関係あるものに対して相互の慶弔の意を表すために、本会より慶弔金、餞別金、見舞金または記念品を贈ることができる。

- 1 教職員会員の結婚の場合、お祝いとして10,000円を贈り、慶賀する。
- 2 会員の死亡の場合、香料10,000円を贈り会葬する。生徒、教職員配偶者死亡の場合もこれに準ずる。
- 3 災害の場合およびその他必要のあるときは、役員会で決定する。
- 4 緊急の場合は、会長が適宜処理することができる。

### 細則の改正

- 平成11年4月17日 慶弔規定細則施行
- 平成14年4月21日 細則一部改正
- 平成15年4月19日 細則改正
- 平成16年3月6日 細則改正（安全委員会定員各学年1名増員）
- 平成18年4月15日 細則一部改正

平成20年2月 2日	細則一部改正	
平成21年4月11日	細則一部改正	
平成22年4月10日	細則一部改正	(吾妻まつりを専門委員会に、委員選出の手順・役割分担の明分化、HP委員の学年枠の設定、他。)
平成24年3月 3日	細則一部改正	(第3学年委員会の委員数関連)
平成24年9月 1日	細則一部改正	(吾妻まつり委員会1、2学年の定員7名から4名に減員)
平成25年4月13日	細則一部改正	(建制順の変更、地域交流委員会の名称および活動内容の修正、慶弔規定細則をPTA規約細則に組み入れ)
平成27年2月17日	細則一部改正	(安全委員会の委員数減)
平成27年4月25日	細則一部改正	(実行委員会の名称変更)
平成27年7月10日	細則一部改正	(学年表記の変更)
平成28年1月30日	細則一部改正	(安全委員会の委員数減)
平成29年1月28日	細則一部改正	(PTA組織図を第1章に明記。役員選考委員会、安全委員会、PTAホームページ委員会の委員数減)
平成29年4月15日	細則一部改正	(一般事項を第1章に明記。専門委員会 家庭教育委員会を家庭教育学級委員会へ改称し、特別委員会へ移行。)
平成31年4月13日	細則一部改正	(第2条組織図のPTA本部副会長の定数を「3名」から「3または4名」に変更)
令和2年12月12日	細則一部改正	(学年委員の人数を各学級あたりの制約をとりやめ、学年あたりの総数に変更)
令和5年 3月15日	細則一部改正	(役員選考委員会、学年委員会、地域交流委員会の委員数に幅を持たせるように変更。役員選考委員会、地域交流委員会、PTAホームページ委員会における学年別の委員数の制約を取りやめ、PTA全体の総数に変更。)

## 委員選出細則

本細則は、各種委員会の選出の円滑な実行のために定める。

- 1 本部は、次年度委員募集に先だって、各種専門委員会の仕事の内容を確認し、第7学年委員会および第8学年委員会と募集方法を調整する。
- 2 本部は、委員募集調査票の配布を行う。
- 3 委員募集調査票の回収と集計は、第7学年及び第8学年保護者分はそれぞれの学年委員会が、新入生保護者分は本部が行う。
- 4 次年度の第7学年の委員の選出は、本部が行う。
- 5 次年度の第8学年の委員の選出は、第7学年委員会が行う。
- 6 次年度の第9学年の委員の選出は、第8学年委員会が行う。

本細則は平成22年4月10日より施行する。

### 委員選出細則の改正

平成25年1月19日	細則一部改正	(委員募集調査票配布関連)
平成25年4月13日	細則一部改正	(委員会表記の修正)
平成28年4月16日	細則一部改正	(学年表記の変更)
平成29年4月15日	細則一部改正	(特別委員会の記載削除)